

学校における感染症対策ガイドライン

～学校の「新しい生活様式」の徹底に向けて～Ver. 4

令和3年4月22日
新宮町教育委員会

1 感染症対策の基本的な考え方

感染症対策においては、一人ひとりの感染予防に関する行動が、自分の命を、家族を、大切な人を、社会を守ることにつながる。学校教育活動の推進にあたり、「学校内感染」を防ぐために、教職員、園児・児童生徒、保護者、その他学校関係者などの全員が、この認識を共有し、基本的な感染症対策を徹底していくことが重要である。特に感染リスクが高い「3密」と「大声」に十分注意し、学校では、(1)から(6)の基本的な感染症対策を徹底する必要がある。

- (1) 家庭と連携した健康観察の徹底
- (2) 正しい手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- (3) 感染リスクの高い3つの条件（3密）が同時に重なることの徹底的な回避
- (4) 学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備
- (5) 体調不良者への対応計画、連絡体制の確認
- (6) 感染症を正しく理解するための指導と偏見や差別の防止

今後、新型コロナウイルスへの長期的な対応が必要と見込まれることから、学校においては、これまでの基本的な感染症対策を継続して行うとともに、「新しい生活様式」を定着させ、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続していくこととなる。

各学校等においては、感染症対策がとられていることについて、別紙のチェックリストも活用し、改めて確認するとともに、学校の設置者においても各学校等における感染症対策の状況を把握・確認し、必要な措置や支援を行う必要がある。

2 学校運営

【保健管理に関すること】

- (1) 登校前に、家庭での体温や健康状態の確認をしていただくこと。学校で、児童生徒等の発熱を確認した場合は、保護者に連絡して、医療機関の受診とともに、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。
登校後においても児童生徒の体調観察に努め、体調の不調に教職員が気づいた場合には、速やかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ること。また、地域の感染状況を踏まえて、同居家族に発熱等の風邪症状がある場合にも登校・出勤しないよう促すこと。児童生徒等も教職員も、毎日の登校・出勤前の健康観察を、改めて徹底すること。
- (2) 授業中は、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開けておくこと。また、休み時間ごとに、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を広く開けて換気を行うこと。体育館においても同様に換気を行うこと。

- (3) 教室やトイレなど、多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行うこと。また、確実に実施できるような体制を整えること。
- (4) 物品の共用による接触感染を防ぐため、各教科や学年ごとに、可能な限り用具や物品の共用を避けるための確認を行うとともに、使用後は手洗いの徹底を指導すること。
- (5) 児童生徒等の定期的健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により、6月30日までに実施することは困難な状況もうかがえたが、学校医等と連携し、可能な限り速やかに健康診断を実施できるよう努めるとともに、健康相談や保健指導等を適切に実施すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症は、現時点では飛沫感染または接触感染によって感染するとされており、感染経路を絶つためには、①手洗い ②咳エチケット ③消毒が大切である。そこで、接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないように指導するとともに、接触感染を防ぐ方法として、手洗いを徹底すること。

手洗いの6つのタイミング



【心のケア等に関すること】

- (1) コロナ禍で学校の環境も変化する中、不登校や不登校傾向にある児童生徒に対しては、これまで以上に丁寧な対応が必要であり、校内の不登校対策委員会等を中心に、「マンツーマン方式」の対応の確認を行うとともに、状況を的確に把握するために、事前に必要な対応の共通確認をしておくこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症への正しい理解と共に、その対策や治療にあたる多くの医療従事者の方々の存在を知らせるとともに、感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別につながる行為は、断じて許されないことについて、発達段階に応じた指導を行うこと。
- (3) アンケートや教育相談、健康相談等の実施により、必要に応じてスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に取り組むこと。

【学習指導に関すること】

※学校における合唱活動等に関しては、令和2年12月10日発通知文によること。

- (1) 理科、図画工作、美術科、技術・家庭科、体育科、保健体育科、音楽科等において、共用する器具や用具、ICT 機器等を使用する場合は、使用前後に手洗いや可能な限り消毒を行う。
- (2) 各教科等における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」として、以下の活動があげられる。地域の感染レベルを踏まえ、レベル1では、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から実施することを検討する。
 - 各教科等に共通する活動として、「児童生徒が長時間、近距離で対面によるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」★
 - 理科における「児童生徒どうしが近距離で活動する実験や観察」
 - 家庭、技術・家庭における「児童生徒どうしが近距離で活動する調理実習」★
 - 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」★可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底すること。
 - 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」★※★を付した活動は、特にリスクが高いため、実施については各担任等任せにすることなく、学校全体で慎重に検討すること
- (3) 引き続き家庭学習の習慣化を図るために、予習や復習を中心とした課題に取り組むなど、自学も含めた家庭学習に自主的に取り組み、町全体での組織的な取組として充実させること。このことにより、今後の予測困難な緊急時において、家庭での生活を余儀なくされる事態が訪れても、児童生徒がこれまで身に付けてきた家庭学習力を可能な限り生かし、計画的、継続的に課題に取り組むと共に、自己選択・自己決定力を発揮し、学びを連続させることにつながることを期待される。

また、小学校中・高学年及び中学校においては、1人1台タブレットを段階的に授業で活用し、オンライン授業をはじめとする緊急時に必要とされる対応に備える必要がある。
- (4) 各教科等の指導においては、感染症対策を講じることが重要であり、それでもなお感染の可能性が高い活動については、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや個人や少人数で密集せず距離を保つなどの工夫をすること。また、共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒し、除菌行為を徹底すること。また、今後、新型コロナウイルスの感染状況が収束するまでには、かなりの期間を要すると思われる。今後も、引き続き感染防止に努める必要から、特に集団感染のリスクを高める恐れのある行事等については、実施について慎重に判断すること。

【部活動に関すること】

「令和3年4月19日 教育活動における新型コロナウイルス感染防止等に係る留意事項の更新について（通知）」別紙2による

部活動の実施にあたっては、別紙「部活動の留意事項」、「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」、「福岡県文化活動の在り方指針」に則り、休養日は週2日、活動時間は平日2時間程度、休日3時間程度について遵守すること。また、今後も、新型コロナウイルス感染症に係る対応が続くことが考えられることから、引き続き「新しい生活様式」を踏まえ、感染防止対策を徹底するとともに、生徒が感染する可能性がある場合は、躊躇なく計画の変更・中止等を行うなど適切な措置を講じること。

（1）活動計画等について

- ・生徒本人と保護者の意向を十分に確認し、同意を得た上で部活動に参加させること。
- ・他校との交流がある活動は、感染防止対策や当該地域の感染状況を踏まえ、慎重に判断すること。

（2）感染防止対策について

- ・手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、活動開始前は健康観察、検温等を行うとともに、体調の優れない生徒は参加させないこと。
- ・水筒やタオル、楽器等個人のは、確実に個人で準備させ、共有させない。また、トレーニング器具や実験用具等共有しなければならないものは、使用前後に消毒させること。
- ・更衣については、部室など狭い場所は使わず、3密（密閉、密室、密集）に配慮した場所を準備すること。
- ・使用場所については、できる限り屋外で活動し、雨天時は、部活動を中止するなどの措置をとること（運動部）。また、室内で活動する場合は、十分な換気を行うとともに生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）はこまめに消毒する等感染拡大防止の措置をとること。
- ・学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限するなど感染症への警戒度を高めること。また、部活動終了後に、生徒同士で食事をすることを控えるよう特に指導を徹底すること。
- ・部活動に関連する校内の感染が確認された場合の初動体制、教育委員会や保健福祉事務所等への報告体制等を整えておき、早急な判断、適切な措置ができるようにすること。

（3）活動実施にあたって

- ・指導者不在の活動や長時間の活動にならないように活動日を設定したり、放課後の活動を工夫する（活動場所ごとに顧問を一人以上必ず配置する）など、学校全体で部活動を行う体制をつくること。
- ・活動場所が狭く部員が多い場合は、時間をずらしたり、学年毎に練習日を決めたりするなど人数を少なくして活動を行うこと。
- ・十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避け、十分な水分補給を行い、生徒の怪我や熱中症の予防に努めること。

- ・指導者は、運動部においても原則としてマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、生徒への指導のため自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。

(4) その他

- ・無理のない練習計画や簡潔で短時間のミーティングを心がけること。
- ・指導者は、消毒キットの準備及び消毒の確認を確実に行うこと。
- ・外部指導員に対しても、感染防止対策について十分な説明を行うこと。

【学校外の行動に関すること】

児童生徒等に対して、特に不要不急の外出は控えることなどについても指導すること。同様に、教職員に対しても周知徹底すること。

3 学校において感染者等が発生した場合の対応

(1) 感染の疑いがあると判明した場合

- ・校長は、児童生徒等や教職員等、学校関係者が濃厚接触者と特定されるなど、感染の疑いがあるとの情報を得た場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否について、本人等に確認を行う。感染の疑いのある者が児童生徒等の場合、校長は、教育委員会に報告するとともに、学校医や保健所等に相談のうえ、学校保健安全法第19条に基づき出席停止の措置を、教職員の場合、病気休暇又は年次休暇（自宅休養）とし、ウイルス検査を受けて結果が出るまでの間は、特別休暇とする。同居親族等に感染の疑いがある職員に対しては、感染症拡大防止対策の指導を行うなど、学校での集団発生を防ぐための適切な措置を講じる。

なお、出席停止等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。

(2) 学校で感染者が発生した場合

- ・児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、設置者は、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施する。その後、校長は、感染した児童生徒等や、保健所の調査により濃厚接触者に該当すると判断された児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づき出席停止の措置を、教職員である場合は、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとする。なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置を執る場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とする。

感染した者等の学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を総合的に考慮し、保健所等と十分相談の上、町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、休業の実施の有無、規模、期間について検討し、学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学校の一部又は全部を臨時休業する。

- ・接触者であっても濃厚接触者に特定されなかった児童生徒及び教職員については、感染症対策を徹底して行っていたのであれば、原則として登校は可能と考えられるが、地域における感染状況を踏まえ、きめ細やかに対応する必要がある。

(3) 感染者が発生した場合の消毒について

- ・児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師と連携して

消毒を行い、当該感染者が動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノールまたは 0.05 %の次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水により消毒する。

また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされている。消毒を行う際には、消毒液等の注意点に留意して正しく使用すること。

【参考】 感染者が発生した場合の消毒について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒するようにします。なお、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できない箇所は生存期間を考慮して、立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

●令和2年6月4日付事務連絡「学校における消毒の方法について」（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）

(参考) 消毒の方法等について

	消毒用エタノール	次亜塩素酸ナトリウム 消毒液	一部の界面活性剤 [※]
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる (材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため) ・感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 	<p>【住宅・家具用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品に記載された使用方法どおりに使用 <p>【台所用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする
主な留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする		
	<ul style="list-style-type: none"> ・引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける ・換気を充分に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず手袋を使用（ラテックスアレルギーに注意） ・色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 ・換気を十分に行う ・噴霧は絶対に行わない ・児童生徒等には扱わせない 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照（後掲）

※ 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。
洗剤のリスト：独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページ
(<https://www.nite.go.jp/information/osirasadedetergentlist.html>)

(参考) 新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- アルキルグリコシド
- アルキルアミノオキシド
- 塩化ベンザルコニウム
- ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、60～70℃に加熱した界面活性剤を含む熱湯で洗えば、ウイルスの数が減少することも確認されました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があります。さらに確認を進めています。

画面上部記載洗剤では効果ありとされたもの
• 塩化ベンザルコニウム
• 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
(異なる洗剤・希釈率で効果が確認されています)

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※製品ラベルの成分表は製造会社によって異なっているため、有効成分などの名称によっては、ウェブサイト上のリストと製品ラベルの成分表が一致しないことがあります。

品名	有効成分名(有効成分)
商品	直鎖アルキルベンゼン スルホンナトリウム、塩化ベンザルコニウム
容量	500ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所用用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手擦・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月24日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。



「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 避げるにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底 □こまめに換気
- 身体的距離の確保 □「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親旅行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □名刺交換はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

4 教職員の感染症対策

教職員については、児童生徒と同様に感染症対策の3つのポイントである①感染源を絶つこと ②感染経路を絶つこと ③抵抗力を高めること を踏まえ、取組を行うほか飛沫を飛ばさないようマスクを着用する。また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合には、医療機関を受診し自宅で休養する。同居家族に発熱等の風邪症状や感染の疑いがある場合にも出勤は控える。

職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保するとともに、アクリル板等の設置により、飛沫感染を防ぐ。会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。会議等を行う場合は、最少の人数にしぼったり、換気をしつつ広い部屋で行うなど、3密を回避する工夫に努めること。

また、「新たな日常」に対応した行動変容とともに、職場に関連したクラスター発生を防止するため、①日頃から3つの「密」が発生する場所を徹底して避けること、②業務後の多人数での会食等を避けること、③大声を出す行動を自粛するなど心がけ、地域の感染状況によっては、柔軟な勤務体制の確保やオンラインを活用した会議システムの活用に積極的に取り組むこととする。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	群活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2 m程度 (最低 1 m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で短 時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2 m程度 (最低 1 m)	リスクの低い活動か ら徐々に実施 ²⁾	リスクの低い活動から 徐々に実施 ²⁾ し、教 師等が活動状況の 確認を徹底
レベル1	1 mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	適切な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を 行った上で実施

「レベル3」・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の増加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」・生活圏内の状況が、
 ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域(特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域)及び
 ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの(新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)

※ 各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第3章に詳述しています。

5 学校内で感染を広げないための対策

これまでの事例からみる限りでは、学校関係者（児童生徒等・教職員）に感染者がいたとしても、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」にしたがって感染症対策を行っていた場合には、学校内で感染が大きく広がるリスクを下げることができるといえる。

※令和2年8月6日「小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について(通知)」より

(1) 感染症対策の徹底

昨年末から1月にかけて、福岡県内においても、再び新規感染者数の急増が見られるなど、警戒度を上げる状況にある。また、全国的傾向として、児童生徒等の感染経路は「家庭内感染」が最多であることや、教職員の感染経路の多くが「不明」であること等を踏まえ、学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりもウイルスを学校に持ち込まないようにすることが重要となっている。

そのために、「新しい生活様式」を踏まえた3つの徹底（①一人ひとりの基本的感染対策の徹底、②日常生活を営む上での基本的な生活様式の定着の徹底、③感染対策を講じた授業や部活動、各種行事の徹底）にしっかり取り組むことが求められ、各学校においては、保護者の理解と協力を得て、各家庭においても「新しい生活様式」の実践に向けた取組の徹底を図る必要がある。また、児童生徒等が、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとれるような感染症対策に関する指導が必要である。

(2) 清掃・消毒について

学校内の消毒作業の進め方については、「小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について(通知)」令和2年8月6日文科科学省発 に示されたとおり、通常のコスモ活動の中にポイントを絞って消毒の効果をとり入れるなど、あらためて通常のコスモ活動のあり方及び効果的な消毒作業について、以下の点について、十分な配慮のもと実施する必要がある。

- 通常のコスモ活動により、清潔な空間を保つことができるよう、発達段階に応じて新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いた拭き掃除の仕方などの指導を行う。
- コスモ用具の劣化や衛生状態及びコスモ箇所に応じた適切な用具がそろっているかを確認するなど、通常のコスモ活動が衛生的に実施できるよう努める。
- 床は、通常のコスモ活動の範囲で対応し、机、椅子についても、特別な消毒作業は求めないが、コスモ活動において、衛生環境を保つ上では、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回水拭き後消毒を行う。
- トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常のコスモ活動の範囲で清掃する。
- 共用の器具・用具などは、使用前後の手洗いの徹底を指導する。

（別紙）新宮町における学校教育活動を継続するためのチェックリスト

国内で高いレベルの感染状況が続く中、町内校長・園長会においても、「学校における感染症対策ガイドライン」に基づく着実な取組をお願いしてきたところです。子どもたちの学びを何としても継続するため、緊急事態宣言の対象区域の学校はもとより、区域外の学校でも、感染対策を徹底するための総点検をする必要があることから各学校・園において、以下の点について改めて再点検を行い、感染対策の万全を期していただきますようお願いします。

- 登校・出勤前の健康観察などによる健康状態の把握に加え、登校後の体調不良者の早期発見に努め、養護教諭等と連携した迅速な対応をとっていますか。
- 教職員についても、体調不良時には休みをとったり受診したりしやすい環境の整備を工夫していますか。
- 教室等における常時換気（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開）を励行するとともに、児童生徒等に温かい服装を心掛けるよう指導し、学校内での防寒目的の衣服の着用等について、柔軟に対応していますか（防寒着、ひざ掛けなどの使用等）。
- 各教科の学習活動や方法が、「衛生管理マニュアル」第3章「具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」に示された、地域の感染レベルに応じた活動の考え方に相応するものとなっていますか。
（※全ての教科についてチェック）
- 体育の授業を体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動は避けるなど、体育における留意事項を徹底していますか。
- 給食、弁当、部室での食事、教職員の食事などを含め、すべての飲食の場面において、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫していますか。また、食事後の歓談時には必ずマスクを着用するよう指導を徹底していますか。
- 部活動（その前後の活動も含む）において、地域毎の感染レベルに応じた活動を行っていますか。
- 各学校の「感染症予防スタンダード」について、教職員間と児童生徒でふり返りを行いながら、共通理解のもと安全・安心の確保に努めていますか。